

2月税務ニュース

税制改正など税務関連のニュースをお届けします。
できるだけ分かりやすく税金についてご紹介したいと思います。

平成25年度税制改正案（その1）

先日、平成25年度の税制改正について、閣議決定されました。今回はその中で、資産税の関係についてご紹介します。

今回ご紹介する改正案については、国会で可決後、正式に決定します。

【基礎控除額の改正】（平成27年1月1日～）

現 行	5,000万円	+	1,000万円	×	法定相続人の数
改正後	3,000万円	+	600万円	×	法定相続人の数

- ・ 上記改正により、相続税がかかる範囲が拡大されることとなります。例えば相続人が1人の場合、現行では6,000万円の基礎控除がありましたが、改正後は3,600万円に減額されます。

【相続税の税率構造の改正】（平成27年1月1日～）

各取得分の相続税の税率のうち2億円超の金額に対する税率が上がり、最高税率が55%になります。

相続税の速算表

現行			改正後		
各取得分の金額	税率	控除額	各取得分の金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	-	1000万円以下	10%	-
3000万円以下	15%	50万円	3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円	5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円	2億円以下	40%	1700万円
			3億円以下	45%	2700万円
3億円超	50%	4700万円	6億円以下	50%	4200万円
			6億円超	55%	7200万円

（注）各取得分の金額とは法定相続分に応じた取得金額をいいます。